

長岡市交通バリアフリー基本構想策定委員会第2回委員会資料(抜粋)

第3章 問題点、課題の把握

これまでの現況整理の結果から、長岡市でバリアフリー化を進めていく上での問題点、課題を、歩行者ネットワークの視点から整理します。

1. 問題点の把握

まちの現況を把握し、バリアフリー化を図る上での問題点を洗い出します。障害の種類によって問題となるバリアも異なるため、整備水準に応じた整理を行います。

(1) 歩道

歩道における一般的な問題点を整備水準に応じ以下のようにまとめます。また、次頁には各経路別の問題点の該当状況について表にまとめてあります。

① 移動の可否

○車いす利用者が移動できない条件

- ・歩道の有効幅員が 2.0m 未満(すれ違いができるない)

○視覚障害者が移動できない条件

- ・歩道の視覚障害者ブロックが連続して敷設されていない
- ・音響信号機がない

○全ての利用者

- ・歩道がない

② 安全性

○全ての利用者の安全が確保されない条件

- ・歩道の縁石が 15cm 未満
- ・歩道の融雪、消雪装置、アーケード等が未整備

③ 快適性

○車いす利用者の快適性が確保されない条件

- ・マウンドアップ歩道(上下移動が多くなる)

※マウンドアップ形式の歩道で「波打ち歩道」となる場合は「安全性」の面で問題となる。

○視覚障害者の快適性が確保されない条件

- ・フラット歩道(車道との段差がないため、境界が認知できない)

●経路毎の問題点

項目	問題点	経路番号												
		1次経路			2次経路			3次経路						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
移動できない	歩道の有効幅員が2.0m未満			●		●						●	●	
	歩道の視覚障害者ブルックが連続して敷設されていない			●	●	●	●			●	●	●	●	●
	音響信号機がない			●	●	●				●	●			●
	歩道がない					●					●	●		
安全でない	歩道の縁石が15cm未満			●			◇					●	●	●
	歩道の融雪、消雪装置、アーケード等が未整備			●		●			●			●		●
快適でない	マウンドアップ歩道	○	○	●	○	●	○	○	●	●	●	●	●	●
	フラット歩道				●	●					△		●	

●印:左欄問題点に該当する経路

○印:マウンドアップ形式であるが車両乗り入れ部がほとんどない経路

◇印:縁石高さ15cm未満だが歩行者専用道となっている経路

△印:フラット形式であるがガード下の歩道であり、車道とは明確に分離されている経路

その他、交差点部で平場部分がないため車いす使用者が滞留できない、車道との接続部での段差が2cmを超えるため車いすでの通過ができないなど、局所的な問題点もあります。

これらについては道路特定事業計画策定時に経路の詳細踏査を実施し、箇所毎の問題点を明らかにし、個別に対応していかなければなりません。

また、冬期間の有効幅員確保を目的にアーケードや雁木を設置していますが、沿道宅地の立替等により新たに雁木を設置しないケースも発生してきており、連続性を確保できていない現状もあるため、現況を十分に把握し、局所的に対応していく必要があります。

(2) 駅・自由通路

駅、自由通路における一般的な問題点を整備水準に応じ以下にまとめます。また、次頁には駅内の各ルート別(次頁に設定)の問題点の該当状況について表にまとめてあります。

① 移動の可否

○車いす利用者が移動できない条件

- ・移動経路に階段しかない
- ・移動経路の幅が0.9m以下

○視覚障害者が移動できない条件

- ・視覚障害者ブロックが連続して敷設されていない

② 安全性

○車いす利用者が自力で移動できない条件

- ・移動経路にエレベーター(11人乗り以上)が設置されていない
- ・車いす対応トイレがない

○視覚障害者が安全に移動できない条件

- ・点字等による案内がない

○聴覚障害者が安全に行動できない条件

- ・可変式の案内情報が設置されていない

③ 快適性

○車いす利用者の快適性が確保されない条件

- ・車いすでの利用ができるかを判断できるサインがない
- ・エレベーターへの案内が適切でない

○視覚障害者の快適性が確保されない条件

- ・音声による案内装置がない

○全ての利用者の快適性が確保されない条件

- ・他機関、他社線への誘導サインが適切でない

●駅・自由通路の問題点

項目	問題点	ルート番号										
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
移動できない	移動経路に階段しかない	●	●									●
	移動経路の幅が 0.9m 以下					●						
	視覚障害者ブロックが連続して敷設されていない	●										
安全でない	移動経路にエレベーター(11人乗り以上)が設置されていない	●	●	●	—	—	—	—				●
	車いす対応トイレがない	●	—	—	—	●	—	—	—			—
	点字等による案内がない				—	—				●	●	
	可変式の案内情報が設置されていない	●	●	●					—	—	—	—
快適でない	車いすでの利用ができるかを判断できるサインがない	●	●		●	●		●	●	●		●
	エレベーターへの案内が適切でない	—	—	—	●	●	—	●	●	●		—

	音声による案内装置がない	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	他機関、他社線への誘導サインが適切でない場合	—	—	—	●	—	—	●	●	●	●

●印:左欄問題点に該当する経路

—印:左欄の問題点の対象とならない経路

●ルートの設定

ルート① 1番ホーム～在来線改札手前

ルート② 2, 3番ホーム～在来線改札手前

ルート③ 4, 5番ホーム～在来線改札手前

ルート④ 在来線改札

ルート⑤ 11, 12番ホーム～新幹線改札手前

ルート⑥ 新幹線改札

ルート⑦ 新幹線改札～在来線改札

ルート⑧ 在来線改札～券売機 ※東西自由通路

ルート⑨ 駅東口出口～在来線改札 ※東西自由通路

ルート⑩ 駅大手口出口(北口)～在来線改札 ※東西自由通路

ルート⑪ 地下自由通路(市道 19 号)

(3)その他交通用施設

1)駐車場

今回「経路1」に関わる県営大手通駐車場は、通路幅等十分に整備された駐車場であるが、基準では「200台以下の場合、1/50台以上身体障害者用駐車施設を設ける」とされており、現状4台必要な箇所に2台分しか確保できていない状況となっています。

2)公園

今回「経路1」に関わる宝田公園は、厚生会館と一体となった利用がされている公園で、特定経路にかかる施設として位置づけることができます。特に移動円滑化基準等ではその要件は示されていませんが、ベンチ等の休憩施設がないことや、歩道からのアクセスの悪さが問題点としてあげられます。

3)信号機

音響信号機は「(1)歩道」に示したとおり、各移動経路毎に設置されていない車道横断箇所が問題点として挙げられます。